行動計画

　社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　　　令和８年１月２０日～令和１１年１月１９日までの３年間
２．内容

目標１：育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数等の休暇制度実施

＜対策＞
- 令和　８年　２月～　中学校終了までの子の看護休暇を有給で取得できる制度の実施。
- 令和　８年　２月～　この制度が有給であることの説明を行う。

目標２：育児・介護休業法に基づく育児休業、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休暇などの諸制度の周知

＜対策＞
- 令和　８年　３月～　研修内容の検討
- 令和　８年度～　研修の実施

株式会社クロノス